

別表－4

生産工程管理点検項目(野菜版)

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容
ほ場・作業場・資材等	1	食品安全 労働安全	ほ場や栽培施設は、きれいに保たれている。	1 排水溝を設けるなど、大雨時に汚水が流れ込まないように対策をとっている。
				2 ほ場及び隣接地が、過去に汚染(廃棄物の不法投棄など)されていないか確認している。また、リスクに応じた対応をしている。
				3 計画的に清掃を行い、使わない資材や作物残さ等は、放置しない。特に、作物残さは、それを処理するまでの間、栽培ほ場や施設にねずみや虫等を引き寄せない場所に保管している。
				4 ハウス等の施設では、ねずみや虫、鳥などが侵入しないよう対策(ネットの設置や補修など)をとっている。
	2	食品安全 労働安全	調製・出荷・貯蔵施設は衛生的である。	5 計画的に清掃を行い、使わない資材や作物残さを放置していない。
				6 衛生的に作業が行えるように、適切な自然光または照明によって十分な明るさを確保している。
				7 壁などに結露した水滴が、農産物に触れないようにしている。
				8 ペットや動物(ねずみや虫、鳥等)などが侵入しないよう対策をとっている。
	3	労働安全	農薬や燃料などを適切に保管している。	9 農薬は、部外者が立ち入らない冷涼・乾燥した場所で保管している。
				10 農薬を他の容器(特にジュース等の飲料用)に移し替えていない。
				11 毒劇物は、「毒物」「劇物」の表示をした保管庫等(盗難・紛失防止のためカギ付)で適切に保管し、飛散・漏出防止の対策を取っている。
	4	他(全般)	ほ場に関する情報が整理されている。	12 ほ場にかかる情報(位置や面積等)は、貸借も含め、適切に記録し、保存している。
	5	他(全般)	資材等を適切に管理している。	13 種子・苗・堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票を適切に保存整理し、在庫管理にも活用している。
				14 資材の殺菌消毒、保守管理等の内容を記録し、適切に保存している。
水関係	6	食品安全	使用する水の水源を確認し、収穫物の洗浄等に使用する水の安全性を確認している。	15 栽培等に使用する水が、河川やため池等の地表水、地下水、水道水のいずれなのかを把握している。
				16 地表水(河川やため池)を使用する場合、家畜ふん等による汚染がないか、大雨や洪水の後に汚染物質の流入がないか、水路やバルブも含め、確認している。
				17 水源の汚染が確認された場合は、用途に見合った水質となるよう改善措置をとっている。
				18 農作物の洗浄水など、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水については、安全な水(水道水や地域の保健所等が飲用にできると認めた水、地下水等の場合は大腸菌等の検査を実施済みの水など)を使用するようにしている。
	7	食品安全	養液栽培の場合、培養液等を適切に管理している。	19 使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善している。
				20 培養液は頻繁に取り替えるか、又は再利用する場合は、微生物及び化学的汚染を最小化するための処理をしている。
				21 養液栽培用の資材や機器は衛生的に管理・取扱い、必要な時に洗浄、消毒を実施している。

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容	
土壌・肥料関係	8	環境保全	肥料は適切な量を施用している。	22 肥料の適正施用のため、定期的に土壌診断をしている。	
				23 堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計をしている。	
				24 県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を確認している。	
	9	食品安全他(全般)	肥料の使用記録を付けている。	25 肥料の使用の際に①施用日、②施用場所、③施用した農作物、④施用した肥料の名称、⑤施用面積、⑥施用した量等の情報を記録し、適切に保存している。	
	10	環境保全	適切に作られた堆肥を使用している。	26 家畜ふん堆肥を製造する場合は、切り返し等により、全体に空気が入るように努めている。	
				27 家畜ふん堆肥を製造する場合は、雑草種子や寄生虫卵等の殺滅のために、70℃の発酵が数日間続くように努めている。	
				28 他者から入手した堆肥をそのまま使う場合は、上記事項を守って作られたものであることを確認している。	
				29 原料の家畜ふんや製造途中の堆肥が、できあがった堆肥に触れないようにしている。	
	11	環境保全	堆肥など有機物の施用等による土づくりを行っている。	30 県が作成した「主要農作物等施肥基準」など標準的な堆肥施用基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培などを、できるだけ行うようにしている。	
	農薬関係	12	食品安全他(全般)	農薬の使用基準を守り使用記録を付けている。	31 登録を受けた農薬(農林水産省の登録番号あり)や特定農薬(重曹や食酢等)を使用している。
					32 下記に掲げる農薬の表示内容を守って使用している。 ①農薬を使用できる農作物、②使用量、③希釈倍数、④使用する時期(収穫前の使用禁止期間)、⑤使用できる回数(使用前に記録簿を確認する)、⑥有効期限、⑦使用上の注意
33 農薬の使用に当たっては、①使用日、②使用場所、③使用した農作物、④使用した農薬の種類又は名称、⑤農薬の使用量又は希釈倍率を記録し、適切に保存している。					
13		食品安全労働安全	適正な農薬散布のために、防除器具等の点検、洗浄を実施している。	34 農薬の使用前に防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認している。(点検時にはエンジンを停止する)	
				35 農薬の使用後は、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に注意して、洗浄をしている。(参考:130mホースには約100の農薬が残っており、20ℓの清水で3回以上洗い出す。)	
14		食品安全環境保全	農薬の飛散防止対策等を、十分にとっている。	36 必要に応じて、周辺農作物の栽培者や住民等に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について事前周知している。	
				37 農薬を使う際に病虫害の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布をしている。	
				38 風が弱いなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布を心がけている。	
				39 農薬の飛散による周辺への影響が予想される場合には、状況に応じて使用農薬の種類(形状)を変更したり、飛散が少ない器具(ノズル等)を使用するなど、農薬の飛散防止対策をとっている。	
15		環境保全他(全般)	散布農薬は正確に計量し、また、必要以上に調製せず、その都度、使い切るようにしている。	40 農薬の散布液が余ることがないよう、必要な量を秤量して散布液を調製している。	
				41 農薬は、計量カップや台秤等を使用し、正しく計量している。	
				42 農薬の原液の入った容器が空になった場合、農薬容器内を散布液調製用の水で洗浄し、農薬を含む洗浄液を散布液調製タンクに入れている。	
16		環境保全労働安全	土壌くん蒸剤を使用する場合の注意を守っている。	43 土壌くん蒸剤等の被覆を要する農薬を使用する場合に、表示された使用上の注意事項に従うとともに、揮散して周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うなどの措置を実施している。	

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容	
	17	環境保全	化学合成農薬の使用量削減に向けた努力をしている。	44	病害虫発生予察情報の確認や、観察による病害虫の発生状況を把握した上で、防除を行っている。
				45	できるだけ病害虫に抵抗性がある品種を導入している。
				46	病害虫の発生源となる植物を除去したり、ほ場及びほ場周辺を清掃している。
				47	必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行っている。(生物農薬の使用や除草用機械の利用、マルチ栽培技術の導入など)
	18	環境保全	適切に特定外来生物を利用している。	48	セイウオオマルハナバチを飼養する場合は、環境省の許可を取得している。(1回の許可の有効期間は3年間)
				49	セイウオオマルハナバチは適切な環境で飼養管理をしている。(栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆など)
収穫・出荷・調製関係	19	食品安全	包装資材は、清潔に保たれている。	50	包装資材は清潔な場所に置く、箱に入れる、シートを被せるなどにより、清潔に保つようになっている。
				51	包装資材の素材は毒性がなく、生鮮果実・野菜の安全性に悪影響を与えないものを選択している。
				52	衛生的に保つことが困難となった包装資材は廃棄するようになっている。
	20	食品安全 他(全般)	出荷等に関する記録を保管している。	53	生産した出荷物の品名、出荷先の名称及び所在地、出荷年月日、出荷量、微生物や残留農薬等の検査を実施した場合の記録を保存している。(農業経営者が外部に販売を委託している場合は、委託者が記録を作成、保存していることを確認している。)
				54	出荷や栽培等の記録については、取り扱う食品の流通実態や取引先等からの情報提供の求めに応じた期間(概ね1~3年間)保存している。
	21	食品安全	収穫した農産物の品質が低下しないよう管理している。	55	貯蔵中・輸送中の出荷物は、品質が低下しないよう適切な温湿度に保つようになっている。
	22	食品安全 労働安全	機械、器具等の衛生管理を徹底している。	56	トラクターや運搬車両等の農機を、表面についた汚物や家畜ふん堆肥、収穫物残さを洗い流す又は取り除くことにより、清潔に保つようになっている。
				57	汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使った車両をやむを得ず収穫物の運搬に使う場合は(それぞれ車両を使い分けることが望ましい)、車体をよく洗うとともに、清潔なシートを敷くなどにより、収穫物が荷台に直接触れないようになっている。
				58	農機具や収穫容器、ビニールシートなどの資材は、清潔な場所に置く・箱に入れる・シートを被せるなどにより、汚染を防止するようになっている。
				59	可食部に直接触れるハサミやナイフ等の農具を、使ったその日のうちに洗うようになっている。
				60	繰り返し使われるコンテナ等の収穫容器は、定期的に洗うようになっている。
				61	農具や収穫容器は、長く保管されていた場合、使う前に洗うよう努めている。
				62	収穫容器を収穫物以外のもの(弁当や燃料等)を運搬するために使用しないようになっている。
	23	食品安全	出荷物が汚染されたり、異物が混入したりしない対策をとっている。	63	生鮮果実・野菜に接触する機器及び容器の素材は、毒性のないものであることを確認している。
				64	覆いのない出荷物の上で、咳やくしゃみ、喫煙や飲食など、出荷物の汚染や異物混入の原因となる行動をしないようになっている。
				65	収穫物の汚染の可能性を防ぐため、食用として適さない部分や傷んだ部分、土は、清潔な器具等で傷をつけないよう注意して取り除いている。
				66	作業に使用したハサミやナイフなどが出荷物に混入しないよう、個数管理等をしている。

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容
	24	食 品 安 全 労 働 安 全	作業者の健康管理や衛生管理を徹底している。	67 作業者に下痢、おう吐、発熱、黄疸などの症状があり、感染症にかかっていると疑われる場合は、農作物の可食部に直接触れる作業をさせないようにしている。
				68 作業者の身体を清潔に保つため、作業を始める前や、家畜ふん等の汚物や家畜ふん堆肥に触れた後など、必要に応じて手を洗うようにしている。
				69 爪を短く清潔にし、手足の傷は手袋等で覆うようにしている。
	25	食 品 安 全 労 働 安 全	手洗いなど食品としての衛生管理を徹底している。	70 ほ場や各施設から通える場所に、必要なときに使える手洗い設備やトイレを、できるだけ確保している。
				71 手洗い設備やトイレの汚水が、ほ場や各施設、水路を汚さないようにしている。
				72 手洗い設備やトイレを、定期的に点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すとともに、清潔に保つようにしている。
その他	26	食 品 安 全 環 境 保 全	廃棄物は適切に保管、廃棄をしている。	73 廃棄物を適切に分別保管し、処理している。
				74 自身で処理できない廃棄物(廃プラスチック、残農薬、農業機械等)は、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託している。
				75 農業生産活動に伴う廃棄物は、認められる場合を除き不適切な焼却をしないようにしている。
	27	他(全般)	登録品種の利用は適切である。	76 登録品種の種苗を利用する場合は、権利者の許諾を得ている。
				77 栄養繁殖植物のなかで、自家増殖が禁止されている植物を増殖する場合は、権利者の利用許可を得ている。
	28	他(全般)	生産工程管理を適切に実施している。	78 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、点検項目等を策定している。
79 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存している。				
80 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存している。また、自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しを実施している。				

生産工程管理点検項目(果樹版)

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容
ほ場・作業場・資材等	1	食品安全 労働安全	ほ場や栽培施設は、きれいに保たれている。	1 排水溝を設けるなど、大雨時に汚水が流れ込まないように対策をとっている。
				2 ほ場及び隣接地が、過去に汚染(廃棄物の不法投棄など)されていないか確認している。また、リスクに応じた対応をしている。
				3 計画的に清掃を行い、使わない資材や作物残さ等は、放置しない。特に、作物残渣は、それを処理するまでの間、栽培ほ場や施設にねずみや虫等を引き寄せない場所に保管している。
				4 ハウス等の施設では、ねずみや虫、鳥などが侵入しないよう対策(ネットの設置や補修など)をとっている。
	2	食品安全 労働安全	調製・出荷・貯蔵施設は衛生的である。	5 計画的に清掃を行い、使わない資材や作物残さを放置していない。
				6 衛生的に作業が行えるように、適切な自然光または照明によって十分な明るさを確保している。
				7 壁などに結露した水滴が、農産物に触れないようにしている。
				8 ペットや動物(ねずみや虫、鳥等)などが侵入しないよう対策をとっている。
	3	労働安全	農薬や燃料などを適切に保管している。	9 農薬は、部外者が立ち入らない冷涼・乾燥した場所で保管している。
				10 農薬を他の容器(特にジュース等の飲料用)に移し替えていない。
				11 毒劇物は、「毒物」「劇物」の表示をした保管庫等(盗難・紛失防止のためカギ付)で適切に保管し、飛散・漏出防止の対策を取っている。
	4	他(全般)	ほ場に関する情報が整理されている。	12 ほ場にかかる情報(位置や面積等)は、貸借も含め、適切に記録し、保存している。
	5	他(全般)	資材等を適切に管理している。	13 種子・苗・堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票を適切に保存整理し、在庫管理にも活用している。
				14 資材の殺菌消毒、保守管理等の内容を記録し、適切に保存している。
水関係	6	食品安全	使用する水の水源を確認し、収穫物の洗浄等に使用する水の安全性を確認している。	15 栽培等に使用する水が、河川やため池等の地表水、地下水、水道水のいずれなのかを把握している。
				16 地表水(河川やため池)を使用する場合、家畜ふん等による汚染がないか、大雨や洪水の後に汚染物質の流入がないか、水路やバルブも含め、確認している。
				17 水源の汚染が確認された場合は、用途に見合った水質となるよう改善措置をとっている。
				18 農作物の洗浄水など、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水については、安全な水(水道水や地域の保健所等が飲用にできると認められた水、地下水等の場合は大腸菌等の検査を実施済みの水など)を使用するようにしている。
	7	食品安全	養液栽培の場合、培養液等を適切に管理している。	19 使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善している。
				20 培養液は頻繁に取り替えるか、又は再利用する場合は、微生物及び化学的汚染を最小化するための処理をしている。
				21 養液栽培用の資材や機器は衛生的に管理・取扱い、必要な時に洗浄、消毒を実施している。

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容	
土壌・肥料関係	8	環境保全	肥料は適切な量を施用している。	22 肥料の適正施用のため、定期的に土壌診断をしている。	
				23 堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計をしている。	
				24 県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を確認している。	
	9	食品安全他(全般)	肥料の使用記録を付けている。	25 肥料の使用の際に①施用日、②施用場所、③施用した農作物、④施用した肥料の名称、⑤施用面積、⑥施用した量等の情報を記録し、適切に保存している。	
	10	環境保全	適切に作られた堆肥を使用している。	26 家畜ふん堆肥を製造する場合は、切り返し等により、全体に空気が入るように努めている。	
				27 家畜ふん堆肥を製造する場合は、雑草種子や寄生虫卵等の殺滅のために、70℃の発酵が数日間続くように努めている。	
				28 他者から入手した堆肥をそのまま使う場合は、上記事項を守って作られたものであることを確認している。	
				29 原料の家畜ふんや製造途中の堆肥が、できあがった堆肥に触れないようにしている。	
	11	環境保全	堆肥など有機物の施用等による土づくりを行っている。	30 県が作成した「主要農作物等施肥基準」など標準的な堆肥施用基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培などを、できるだけ行うようにしている。	
	農薬関係	12	食品安全他(全般)	農薬の使用基準を守り使用記録を付けている。	31 登録を受けた農薬(農林水産省の登録番号あり)や特定農薬(重曹や食酢等)を使用している。
					32 下記に掲げる農薬の表示内容を守って使用している。 ①農薬を使用できる農作物、②使用量、③希釈倍数、④使用する時期(収穫前の使用禁止期間)、⑤使用できる回数(使用前に記録簿を確認する)、⑥有効期限、⑦使用上の注意
33 農薬の使用に当たっては、①使用日、②使用場所、③使用した農作物、④使用した農薬の種類又は名称、⑤農薬の使用量又は希釈倍率を記録し、適切に保存している。					
13		食品安全労働安全	適正な農薬散布のために、防除器具等の点検、洗浄を実施している。	34 農薬の使用前に防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認している。(点検時にはエンジンを停止する)	
				35 農薬の使用後は、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に注意して、洗浄をしている。(参考:130mホースには約10ℓの農薬が残っており、20ℓの清水で3回以上洗い出す。)	
14		食品安全環境保全	農薬の飛散防止対策等を、十分にとっている。	36 必要に応じて、周辺農作物の栽培者や住民等に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について事前周知している。	
				37 農薬を使う際に病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布をしている。	
				38 風が弱いなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布を心がけている。	
				39 農薬の飛散による周辺への影響が予想される場合には、状況に応じて使用農薬の種類(形状)を変更したり、飛散が少ない器具(ノズル等)を使用するなど、農薬の飛散防止対策をとっている。	
15		環境保全他(全般)	散布農薬は正確に計量し、また、必要以上に調製せず、その都度、使い切るようにしている。	40 農薬の散布液が余ることがないよう、必要な量だけを秤量して散布液を調製している。	
				41 農薬は、計量カップや台秤等を使用し、正しく計量している。	
	42 農薬の原液の入った容器が空になった場合、農薬容器内を散布液調製用の水で洗浄し、農薬を含む洗浄液を散布液調製タンクに入れている。				
16	環境保全労働安全	土壌くん蒸剤を使用する場合の注意を守っている。	43 土壌くん蒸剤等の被覆を要する農薬を使用する場合に、表示された使用上の注意事項に従うとともに、揮散して周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うなどの措置を実施している。		

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容		
	17	環境保全	化学合成農薬の使用量削減に向けた努力をしている。	44	病害虫発生予察情報の確認や、観察による病害虫の発生状況を把握した上で、防除を行っている。	
				45	できるだけ病害虫に抵抗性がある品種を導入している。	
				46	病害虫の発生源となる植物を除去したり、ほ場及びほ場周辺を清掃している。	
				47	必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行っている。(性フェロモン剤等の使用や除草用機械の利用など)	
	18	環境保全	適切に特定外来生物を利用している。	48	セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、環境省の許可を取得している。(1回の許可の有効期間は3年間)	
				49	セイヨウオオマルハナバチは適切な環境で飼養管理をしている。(栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆など)	
	収穫・出荷・調製関係	19	食品安全	包装資材は、清潔に保たれている。	50	包装資材は清潔な場所に置く、箱に入れる、シートを被せるなどにより、清潔に保つようにしている。
					51	包装資材の素材は毒性がなく、生鮮果実・野菜の安全性に悪影響を与えないものを選択している。
					52	衛生的に保つことが困難となった包装資材は処分するようにしている。
20		食品安全他(全般)	出荷等に関する記録を保管している。	53	以下について記録した出荷台帳等を作成している。 ①品名、②出荷または販売先の名称及び所在地、③出荷または販売年月日、④出荷量または販売量、⑤微生物や残留農薬等の検査を実施した場合の記録 (農業経営者が外部に販売を委託している場合は、委託者が記録を作成、保存していることを確認している。)	
				54	出荷や栽培等の記録については、取り扱う食品の流通実態や取引先等からの情報提供の求めに応じた期間(概ね1~3年間)保存している。	
21		食品安全	収穫した農産物の品質が低下しないよう管理している。	55	貯蔵中・輸送中の出荷物は、品質が低下しないよう適切な温湿度に保つようにしている。	
22		食品安全労働安全	機械、器具等の衛生管理を徹底している。	56	トラクターや運搬車両等の農機を、表面についた汚物や家畜ふん堆肥、収穫物残さを洗い流す又は取り除くことにより、清潔に保つようにしている。	
				57	汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使った車両をやむを得ず収穫物の運搬に使う場合は(それぞれ車両を使い分けることが望ましい)、車体をよく洗うとともに、清潔なシートを敷くなどにより、収穫物が荷台に直接触れないようにしている。	
				58	農機具や収穫容器、ビニールシートなどの資材は、清潔な場所に置く・箱に入れる・シートを被せるなどにより、汚染を防止するようにしている。	
				59	可食部に直接触れるハサミやナイフ等の農具を、使ったその日のうちに洗うようにしている。	
				60	繰り返し使われるコンテナ等の収穫容器は、定期的に洗うようにしている。	
				61	農具や収穫容器は、長く保管されていた場合、使う前に洗うよう努めている。	
				62	収穫容器を収穫物以外のもの(弁当や燃料等)を運搬するために使用しないようにしている。	
23		食品安全	出荷物が汚染されたり、異物が混入したりしない対策をとっている。	63	生鮮果実・野菜に接触する機器及び容器の素材は、毒性のないものであることを確認している。	
				64	覆いのない出荷物の上で、咳やくしゃみ、喫煙や飲食など、出荷物の汚染や異物混入の原因となる行動をしないようにしている。	
	65			収穫物の汚染の可能性を防ぐため、食用として適さない部分や傷んだ部分、土は、清潔な器具等で傷をつけないよう注意して取り除いている。		
	66			作業に使用したハサミやナイフなどが出荷物に混入しないよう、個数管理等をしている。		

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容
	24	食品安全 労働安全	作業者の健康管理や衛生管理を徹底している。	67 作業者に下痢、おう吐、発熱、黄疸などの症状があり、感染症にかかっていると疑われる場合は、農作物の可食部に直接触れる作業をさせないようにしている。
				68 作業者の身体を清潔に保つため、作業を始める前や、家畜ふん等の汚物や家畜ふん堆肥に触れた後など、必要に応じて手を洗うようにしている。
				69 爪を短く清潔にし、手足の傷は手袋等で覆うようにしている。
	25	食品安全 労働安全	手洗いなど食品としての衛生管理を徹底している。	70 ほ場や各施設から通える場所に、必要なときに使える手洗い設備やトイレを、できるだけ確保している。
				71 手洗い設備やトイレの汚水が、ほ場や各施設、水路を汚さないようにしている。
				72 手洗い設備やトイレを、定期的に点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すとともに、清潔に保つようにしている。
その他	26	食品安全 環境保全	廃棄物は適切に保管、廃棄をしている。	73 廃棄物を適切に分別保管し、処理している。
				74 自身で処理できない廃棄物(廃プラスチック、残農薬、農業機械等)は、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託している。
				75 農業生産活動に伴う廃棄物は、認められる場合を除き焼却をしないようにしている。
	27	他(全般)	登録品種の利用は適切である。	76 登録品種の種苗を利用する場合は、権利者の許諾を得ている。
				77 栄養繁殖植物のなかで、自家増殖が禁止されている植物を増殖する場合は、権利者の利用許可を得ている。
	28	他(全般)	生産工程管理を適切に実施している。	78 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、点検項目等を策定している。
				79 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存している。
				80 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存している。また、自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しを実施している。
	29	食品安全	リンゴにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策を実施している。	81 丁寧な収穫・出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底を実施している。

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容
ほ場・作業場・資材等	1	食品安全 労働安全	ほ場や作業場は、きれいに保たれている。	1 排水溝を設けるなど、大雨時に汚水が流れ込まないように対策をとっている。
				2 ほ場及び隣接地が、過去に汚染(廃棄物の不法投棄など)されていないか確認している。また、リスクに応じた対応をしている。
				3 計画的に清掃を行い、使わない機材や作物残さ等は、放置しない。特に作物残渣は、それを処理するまでの間、作業場や育苗施設にねずみや虫等を引き寄せない場所に保管している。
	2	労働安全	農薬や燃料などを適切に保管している。	4 農薬は、部外者が立ち入らない冷涼・乾燥した場所で保管している。
				5 農薬を他の容器(特にジュース等の飲料用)に移し替えていない。
				6 毒劇物は、「毒物」「劇物」の表示をした保管庫等(盗難・紛失防止のためカギ付)で適切に保管し、飛散・漏出防止の対策を取っている。
	3	他(全般)	ほ場に関する情報が整理されている。	7 ほ場にかかる情報(位置や面積等)は、貸借も含め、適切に記録し、保存している。
	4	他(全般)	資材等を適切に管理している。	8 種子・苗・堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票を適切に保存整理し、在庫管理にも活用している。
土壌・肥料関係	5	環境保全	肥料は適切な量を施用している。	9 肥料の適正施用のため、定期的に土壌分析している。
				10 堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計をしている。
				11 県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を確認している。
	6	食品安全 他(全般)	肥料の使用記録を付けている。	12 肥料の使用の際に①施用日、②施用場所、③施用した農作物、④施用した肥料の名称、⑤施用面積、⑥施用した量等の情報を記録し、適切に保存している。
	7	環境保全	適切に作られた堆肥を使用している。	13 家畜ふん堆肥を製造する場合は、切り返し等により、全体に空気が入るように努めている。
				14 家畜ふん堆肥を製造する場合は、雑草種子や寄生虫卵等の殺滅のために、70℃の発酵が数日間続くように努めている。
				15 他者から入手した堆肥をそのまま使う場合は、上記事項を守って作られたものであることを確認している。
				16 原料の家畜ふんや製造途中の堆肥が、できあがった堆肥に触れないようにしている。
	8	環境保全	堆肥など有機物の施用等による土づくりを行っている。	17 県が作成した「主要農作物等施肥基準」など標準的な堆肥施用基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培などを、できるだけ行うようにしている。
	9	環境保全	代かき後の濁った水の流出防止策を行っている。	18 代かきを浅水の状態で実施したり、あぜぬり・あぜシートの利用等により、水田からの濁った水の流出防止に努めている。
10	食品安全	カドミウム汚染リスクを把握し、対策を取っている。	19 ほ場および隣接地の周辺で過去にカドミウムを含んだ有害物質の埋設が無いか、現在排出している事業所がないか確認している。	
			20 汚染の恐れがあると判断される地域の場合、土壌の入れ替えや栽培管理によるカドミウムの吸収抑制対策(出穂3週間前から出穂2週間後まで湛水管理)に取り組んでいる。	

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容	
農薬関係	11	食品安全	農薬の使用基準を守り使用記録を付けている。	21	登録を受けた農薬(農林水産省の登録番号あり)や特定農薬(重曹や食酢等)を使用している。
				22	下記に掲げる農薬の表示内容を守って使用している。 ①農薬を使用できる農作物、②使用量、③希釈倍数、④使用する時期(収穫前の使用禁止期間)、⑤使用できる回数(使用前に記録簿を確認する)、⑥有効期限、⑦使用上の注意
				23	農薬の使用に当たっては、①使用日、②使用場所、③使用した農作物、④使用した農薬の種類又は名称、⑤農薬の使用量又は希釈倍率を記録し、適切に保存している。
	12	食品安全 労働安全	適正な農薬散布のために、防除器具等の点検、洗浄を実施している。	24	農薬の使用前に防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認している。(点検時にはエンジンを停止する)
				25	農薬の使用後は、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に注意して、洗浄をしている。(参考:130mホースには約10ℓの農薬が残っており、20ℓの清水で3回以上洗い出す。)
	13	食品安全 環境保全	農薬の飛散防止対策等を、十分にとっている。	26	必要に応じて、周辺農作物の栽培者や住民等に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について事前周知している。
				27	農薬を使う際に病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布をしている。
				28	風が弱いなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布を心がけている。
				29	農薬の飛散による周辺への影響が予想される場合には、状況に応じて使用農薬の種類(形状)を変更したり、飛散が少ない器具(ノズル等)を使用するなど、農薬の飛散防止対策をとっている。
	14	環境保全 他(全般)	散布農薬は正確に計量し、また、必要以上に調製せず、その都度、使い切るようにしている。	30	農薬の散布液が余ることがないように、必要な量だけを秤量して散布液を調製している。
				31	農薬は、計量カップや台秤等を使用し、正しく計量している。
				32	農薬の原液の入った容器が空になった場合、農薬容器内を散布液調製用の水で洗浄し、農薬を含む洗浄液を散布液調製タンクに入れている。
	15	環境保全	水田からの農薬流出を防止する対策を実施している。	33	農薬ラベルに記載されている止水期間を守っている(止水期間は1週間程度)。
				34	漏水がないよう畦畔の管理や水管理をしている。
				35	気象予報を確認し、降水量が多くなる恐れがある場合には農薬の使用を中止している。
	16	環境保全	化学合成農薬の使用量削減に向けた努力をしている。	36	病害虫発生予察情報の確認や、観察による病害虫の発生状況を把握した上で、防除を行っている。
				37	品種に合った病害虫管理を実施している。
				38	病害虫の発生源となる植物を除去したり、ほ場及びほ場周辺を清掃している。
				39	必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行っている。(生物農薬の使用や除草用機械の利用など)

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容	
収穫・出荷・調製関係	17	食品安全 他(全般)	出荷等に関する記録を保管している。	40	以下について記録した出荷台帳等を作成している。 ①品名、②出荷または販売先の名称及び所在地、③出荷または販売年月日、④出荷量または販売量、⑤産地名(食用の米のみ)、⑥用途名(非食用の米のみ)
				41	米穀の取引等に関する記録については原則3年間保存し、米穀の取引等に関する記録以外の記録については、取り扱う食品の流通実態や取引先等からの情報提供の求めに応じた期間(概ね1~3年間)保存している。
	18	食品安全	米穀を清潔で衛生的に取扱っている。	42	ヤケ米の発生など品質事故を防ぐため、乾燥調製施設では高水分籾・粒を長時間放置せず、すみやかに貯蔵可能な水分含有率まで乾燥を実施している。
				43	乾燥調製貯蔵施設では定期的に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候がないことを確認する。
				44	施設の清掃及び適切な補修による、清潔かつ適切な維持管理を実施している。
				45	農産物の取扱者の衛生管理を行っている。
				46	自ら乾燥調製、貯蔵、出荷を行っている場合は、乾燥調製や貯蔵段階で米にかびを発生させないようにしている。
	19	食品安全	収穫・乾燥調製の異品種・異物の混入防止をしている。	47	収穫や乾燥調製に用いる機械や貯留ビンは清掃し、できるだけ内部の残留物や汚れを取り除いている。
	その他	20	食品安全 環境保全	廃棄物は適切に保管、廃棄をしている。	48
49					自身で処理できない廃棄物(廃プラスチック、残農薬、農業機械等)は、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託している。
50					農業生産活動に伴う廃棄物は、認められる場合を除き焼却をしないようにしている。
21		他(全般)	登録品種の利用は適切である。	51	登録品種の種苗を利用する場合は、権利者の許諾を得ている。
22		他(全般)	生産工程管理を適切に実施している。	52	栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、点検項目等を策定している。
				53	点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存している。
	54			点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存している。また、自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しを実施している。	

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容
ほ場・作業場・資材等	1	食品安全 労働安全	ほ場や栽培施設は、きれいに保たれている。	1 排水溝を設けるなど、大雨時に汚水が流れ込まないように対策をとっている。
				2 ほ場及び隣接地が、過去に汚染(廃棄物の不法投棄など)されていないか確認している。また、リスクに応じた対応をしている。
				3 計画的に清掃を行い、使わない資材や作物残さ等は、放置しない。特に、作物残渣は、それを処理するまでの間、栽培ほ場や施設にねずみや虫等を引き寄せない場所に保管している。
				4 ハウス等の施設では、ねずみや虫、鳥などが侵入しないよう対策(ネットの設置や補修など)をとっている。
	2	食品安全 労働安全	調製・出荷・貯蔵施設は衛生的である。	5 計画的に清掃及び適切な補修を行い、清潔かつ適切な維持管理を行っている。
				6 衛生的に作業が行えるように、適切な自然光または照明によって十分な明るさを確保している。
				7 ペットや動物(ねずみや虫、鳥等)などが侵入しないよう対策をとっている。
	3	労働安全	農薬や燃料などを適切に保管している。	8 農薬は、部外者が立ち入らない冷涼・乾燥した場所で保管している。
				9 農薬を他の容器(特にジュース等の飲料用)に移し替えていない。
				10 毒劇物は、「毒物」「劇物」の表示をした保管庫等(盗難・紛失防止のためカギ付)で適切に保管し、飛散・漏出防止の対策を取っている。
	4	他(全般)	ほ場に関する情報が整理されている。	11 ほ場にかかる情報(位置や面積等)は、貸借も含め、適切に記録し、保存している。
5	他(全般)	資材等を適切に管理している。	12 種子・苗・堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票を適切に保存整理し、在庫管理にも活用している。	
土壌・肥料関係	6	環境保全	肥料は適切な量を施用している。	13 肥料の適正施用のため、定期的に土壌診断をしている。
				14 堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計をしている。
				15 県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を確認している。
	7	食品安全 他(全般)	肥料の使用記録を付けている。	16 肥料の使用の際に①施用日、②施用場所、③施用した農作物、④施用した肥料の名称、⑤施用面積、⑥施用した量等の情報を記録し、適切に保存している。
	8	環境保全	適切に作られた堆肥を使用している。	17 家畜ふん堆肥を製造する場合は、切り返し等により、全体に空気が入るように努めている。
				18 家畜ふん堆肥を製造する場合は、雑草種子や寄生虫卵等の殺滅のために、70℃の発酵が数日間続くように努めている。
				19 他者から入手した堆肥をそのまま使う場合は、上記事項を守って作られたものであることを確認している。
				20 原料の家畜ふんや製造途中の堆肥が、できあがった堆肥に触れないようにしている。
	9	環境保全	堆肥など有機物の施用等による土づくりを行っている。	21 県が作成した「主要農作物等施肥基準」など標準的な堆肥施用基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培などを、できるだけ行うようにしている。

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容	
農薬関係	10	食品安全他(全般)	農薬の使用基準を守り使用記録を付けている。	22	登録を受けた農薬(農林水産省の登録番号あり)や特定農薬(重曹や食酢等)を使用している。
				23	下記に掲げる農薬の表示内容を守って使用している。 ①農薬を使用できる農作物、②使用量、③希釈倍数、④使用する時期(収穫前の使用禁止期間)、⑤使用できる回数(使用前に記録簿を確認する)、⑥有効期限、⑦使用上の注意
				24	農薬の使用に当たっては、①使用日、②使用場所、③使用した農作物、④使用した農薬の種類又は名称、⑤農薬の使用量又は希釈倍率を記録し、適切に保存している。
	11	食品安全労働安全	適正な農薬散布のために、防除器具等の点検、洗浄を実施している。	25	農薬の使用前に防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認している。(点検時にはエンジンを停止する)
				26	農薬の使用後は、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に注意して、洗浄をしている。(参考:130mホースには約10ℓの農薬が残っており、20ℓの清水で3回以上洗い出す。)
	12	食品安全環境保全	農薬の飛散防止対策等を、十分にとっている。	27	必要に応じて、周辺農作物の栽培者や住民等に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について事前周知している。
				28	農薬を使う際に病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布をしている。
				29	風が弱いなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布を心がけている。
				30	農薬の飛散による周辺への影響が予想される場合には、状況に応じて使用農薬の種類(形状)を変更したり、飛散が少ない器具(ノズル等)を使用するなど、農薬の飛散防止対策をとっている。
	13	環境保全他(全般)	散布農薬は正確に計量し、また、必要以上に調製せず、その都度、使い切るようにしている。	31	農薬の散布液が余ることがないよう、必要な量だけを秤量して散布液を調製している。
				32	農薬は、計量カップや台秤等を使用し、正しく計量している。
				33	農薬の原液の入った容器が空になった場合、農薬容器内を散布液調製用の水で洗浄し、農薬を含む洗浄液を散布液調製タンクに入れている。
	14	環境保全労働安全	土壌くん蒸剤を使用する場合の注意を守っている。	34	土壌くん蒸剤等の被覆を要する農薬を使用する場合に、表示された使用上の注意事項に従うとともに、揮散して周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うなどの措置を実施している。
	15	環境保全	化学合成農薬の使用量削減に向けた努力をしている。	35	病害虫発生予察情報の確認や、観察による病害虫の発生状況を把握した上で、防除を行っている。
				36	必要に応じて病害虫に抵抗性がある品種を導入している。
37				病害虫の発生源となる植物を除去したり、ほ場及びほ場周辺を清掃している。	
38				必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行っている。(生物農薬の使用や除草用機械の利用、マルチ栽培技術の導入など)	
収穫	16	食品安全	包装資材は、清潔に保たれている。	39	包装資材は清潔な場所に置く、箱に入れる、シートを被せるなどにより、清潔に保つようになっている。
				40	衛生的に保つことが困難となった包装資材は処分するようになっている。
	17	食品安全他(全般)	出荷等に関する記録を保管している。	41	以下について記録した出荷台帳等を作成している。 ①品名、②出荷または販売先の名称及び所在地、③出荷または販売年月日、④出荷量または販売量、⑤微生物や残留農薬等の検査を実施した場合の記録 (農業経営者が外部に販売を委託している場合は、委託者が記録を作成、保存していることを確認している。)
				42	出荷や栽培等の記録については、取り扱う食品の流通実態や取引先等からの情報提供の求めに応じた期間(概ね1～3年間)保存している。

区分	No.	分類	取組事項	具体的な取組内容	
収・出荷・調製関係	18	食品安全	収穫した農産物の品質が低下しないよう管理している。	43 貯蔵中の出荷物は、品質が低下しないよう適切な温湿度に保つようになっている。	
	19	食品安全 労働安全	機械、器具等の衛生管理を徹底している。	44 トラクターや運搬車両等の農機を、表面についた汚物や家畜ふん堆肥、収穫物残さを洗い流す又は取り除くことにより、清潔に保つようになっている。	
				45 汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使った車両をやむを得ず収穫物の運搬に使う場合は(それぞれ車両を使い分けることが望ましい)、車体をよく洗うとともに、清潔なシートを敷くなどにより、収穫物が荷台に直接触れないようになっている。	
				46 農機具や収穫容器、ビニールシートなどの資材は、清潔な場所に置く・箱に入れる・シートを被せるなどにより、汚染を防止するようになっている。	
				47 収穫容器を収穫物以外のもの(弁当や燃料等)を運搬するために使用しないようになっている。	
	20	食品安全	出荷物が汚染されたり、異物が混入したりしない対策をとっている。	48 覆いのない出荷物の上で、咳やくしゃみ、喫煙や飲食など、出荷物の汚染や異物混入の原因となる行動をしないようになっている。	
				49 収穫物の汚染の可能性を防ぐため、食用として適さない部分や傷んだ部分、土は、清潔な器具等で傷をつけないよう注意して取り除いている。	
				50 作業に使用したハサミやナイフなどが出荷物に混入しないよう、個数管理等をしている。	
	労働・食品安全	21	食品安全 労働安全	作業者の健康管理や衛生管理を徹底している。	51 作業者に下痢、おう吐、発熱、黄疸などの症状があり、感染症にかかっていると疑われる場合は、農作物の可食部に直接触れる作業をさせないようにしている。
					52 作業者の身体を清潔に保つため、作業を始める前や、家畜ふん等の汚物や家畜ふん堆肥に触れた後など、必要に応じて手を洗うようになっている。
53 爪を短く清潔にし、手足の傷は手袋等で覆うようになっている。					
22		食品安全 労働安全	手洗いなど食品としての衛生管理を徹底している。	54 ほ場や各施設から通える場所に、必要なときに使える手洗い設備やトイレを、できるだけ確保している。	
				55 手洗い設備やトイレの汚水が、ほ場や各施設、水路を汚さないようになっている。	
				56 手洗い設備やトイレを、定期的に点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すとともに、清潔に保つようになっている。	
その他	23	食品安全 環境保全	廃棄物は適切に保管、廃棄をしている。	57 廃棄物を適切に分別保管し、処理している。	
				58 自身で処理できない廃棄物(廃プラスチック、残農薬、農業機械等)は、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託している。	
				59 農業生産活動に伴う廃棄物は、認められる場合を除き焼却をしないようになっている。	
	24	他(全般)	登録品種の利用は適切である。	60 登録品種の種苗を利用する場合は、権利者の許諾を得ている。	
				61 栄養繁殖植物のなかで、自家増殖が禁止されている植物を増殖する場合は、権利者の利用許可を得ている。	
	25	他(全般)	生産工程管理を適切に実施している。	62 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、点検項目等を策定している。	
				63 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存している。	
64 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存している。また、自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しを実施している。					